

意見書案第10号

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の
改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書


標記の意見書案を別紙のとおり、逗子市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成28年12月16日

逗子市議会議長 菊池俊一 殿

逗子市議会議員 長島 有 理 

同 高谷 清彦 

同 糸島 英史 

(別紙)

地域からの経済好循環の実現に向け最低賃金の
改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

労働者の4割が非正規雇用、4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアとなり、平均賃金は2000年に比べ15%も目減りしている。世界にも例のない賃金の下落が、消費低迷、生産縮小、雇用破壊と貧困の拡大を招いており、政府が賃上げによる経済の好循環を目指すことは理論的には正しい。

2016年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給932円、神奈川県では930円、最も低い地方では714円に過ぎず、フルタイムで働いても年収120万から150万円しか得られないのでは、人間らしいまともな暮らしはできない。また地域間格差も大きく、同じ仕事をしていても、例えば、神奈川県と静岡県では123円、山梨県では171円も時給の格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円を目指すとして、GDPにふさわしい最低賃金にするとして、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引上げを進めることを述べた。しかし、2010年に行われた雇用戦略対話では、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指すとした政労使による三者合意が成立している。毎年3%程度では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準と地域格差が特異点であり、先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるためには、最低賃金の地域間格差の是正、全国一律への改正と金額の大幅な引上げが必要である。最低賃金1,000円以上は、中小企業には支払が困難との意見もあるが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円以上が普通であり、そうした高い水準の最低賃金が労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせている。その実現を保障するために、政府が率先して大規模な中小企業支援策を講じて最低賃金引上げを支えている。日本でも、公正取引ルールの確立を進め、中小企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることができる。

よって逗子市議会は国に対して、次の項目の早期実現を要望する。

- 1 ワーキング・プアをなくすため、最低賃金をすぐに1,000円以上に引き上げること。
- 2 全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

- 3 中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度を実現すること。
- 4 中小企業に対する代金の買いたたきや支払遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえて、中小企業基本法、下請代金支払遅延等防止法・下請中小企業振興法、独占禁止法を改正すること。
- 5 雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月16日

逗子市議会